

後発医薬品（ジェネリック医薬品）について

ジェネリック医薬品は、先発医薬品（新薬）の特許が切れた後に販売されている、先発医薬品と同じ有効成分、品質、安全性を持つ医薬品で、薬事法に基づき厚生労働大臣から承認されているものです。

ジェネリック医薬品が利用できるときは、お薬代を安くすることができます。ジェネリック医薬品の利用を希望される方は、医師または調剤薬局（薬剤師）にご相談ください。

なお、ジェネリック医薬品が利用できない場合もあります。

* ご相談しづらいときは、ジェネリック医薬品希望カードを提示することで、希望の意思を伝えることもできます。この冊子「くらしと国保」をお持ちになり、下記の「ジェネリック医薬品希望カード」をお見せください。

医師・薬剤師の皆様へ

ジェネリック医薬品 希望カード

私はジェネリック医薬品を希望します。

新宿区医療保険年金課

* 個人、医療機関、薬局ごとにご利用いただける「ジェネリック医薬品希望カード」は、医療保険年金課国保給付係及び特別出張所の窓口で配付しております。